

事 務 連 絡
平成 2 6 年 1 2 月 9 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について（通知）

本年 6 月における公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 8 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の改正により、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられました。これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 2 6 年 9 月 3 0 日閣議決定により変更。以下「適正化指針」という。）により、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号に違反することが明確にされたところです。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更及び要請について」（平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日付け国土入企第 2 0 号）でお知らせしたとおり、適正な予定価格の設定等について地方公共団体の長及び地方議会の議長に対し要請しているところですが、このたび「歩切り」の違法性及び定義について別添リーフレットのとおりとまとめるとともに、地方公共団体に対して周知いたしましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、引き続き公共工事品質確保法及び適正化指針の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応いただくとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。